

令和5年度第1回佐伯市地域福祉計画策定委員会 参加者名簿

No.	分野	関係機関・団体名(任命要件)	氏名	備考
1	学識経験を有する者	大分県南部保健所長	林下 陽二	Zoom参加
2	福祉・医療・保健関係者	佐伯市医師会会長	島村 康一郎	
3		佐伯市歯科医師会会長	上田 等	欠席
4		佐伯市社会福祉協議会 副会長	宮崎 正豊	欠席
5		佐伯市民生委員児童委員協議会会長	西嶋 信子	
6		佐伯圏域障害者共同サポートセンター(人とき)役員	石山 龍也	
7		各種団体の代表者	佐伯市ボランティア連絡協議会代表	山本 裕子
8	佐伯市区長会連合会副会長		濱野 芳弘	
9	佐伯市老人クラブ連合会会長		柳 信夫	欠席
10	佐伯市身体障害者福祉協議会会長		村上 素	
11	佐伯商工会議所		田原 利秋	欠席
12	保育園代表(佐伯地区私立保育園連絡会)		佐藤 良祐	
13	児童クラブ代表 運営連絡協議会会長		柳井 二生	
14	佐伯市食生活改善推進協議会代表		清家 フミヨ	
15	元佐伯市健康運動普及推進協議会会長		宮原 チツ子	
16	佐伯市PTA連合会副会長		山本 智子	
17	関係行政機関の職員	大分県南部保健所 地域保健課長	内田 弘子	Zoom参加
18		佐伯公共職業安定所所長	甲斐 昭臣	
19	市の職員	佐伯市総合政策部長	植田 実	
20		佐伯市教育部長	久々宮 克也	
21	市民の代表者	振興局推薦	柴田 勝徳	
22		振興局推薦	渡邊 ミチ子	
23		元佐伯市総合計画審議会委員	神宮 恵子	欠席
24		元佐伯市総合計画市民会議委員	足利 悦子	欠席
25		(一社)困り事サポート佐伯	片岡 孝雄	欠席

《8月24日開催:第1回佐伯市地域福祉計画策定委員会 参加者名簿》

【佐伯市】

部	課	職	氏名
総務部	秘書広報課	課長	望月雅道
総合政策部	行政マネジメント課	課長補佐兼 総括主幹	長野仁
地域振興部	地域振興課	課長	成松重雄
	コミュニティ創生課	課長	安藤正充
市民生活部	市民課	課長	吉田康邦
		総括主幹	藤井邦子
福祉保健部	福祉保健企画課	課長	吉岡健児
		総括主幹	谷健一
		副主幹	大江ゆかり
		副主幹	小川健
		副主幹	矢野真也
	社会福祉課	課長	脇田康宏
		総括主幹	和田恵理
	障がい福祉課	課長	狭間輝男
	こども福祉課	課長	宮田耕一
		総括主幹	高治留美
		総括主幹	金崎善伸
	高齢者福祉課	課長	川原真人
		課長補佐兼 総括主幹	草苺義次
		総括主幹	山野内令
		総括主幹	田原信
		総括主幹	御手洗祐樹
健康増進課	課長	廣瀬弘喜	
健康増進課	課長	奥村秀蔵	
建設部	都市計画課	総括主幹	長澤祐二
防災局	防災危機管理課	次長兼課長	古川京子
教育委員会	学校教育課	欠席	
	社会教育課	課長	丸山純一
総括主幹		戸高直人	
消防本部	消防総務課	課長	河野利保
		総括主幹	狩生真樹
		副主幹	柴田光太

【社会福祉協議会】

社会福祉協議会	会長	河原修仁	
	常務理事	浅利公彦	
	事務局長	染矢芳樹	
	地域福祉課	課長	西村倫史
		課長補佐兼 生活支援係長	小野隆弘
		地域推進係長	山崎守

令和 5 年度
佐伯市地域福祉計画策定委員会及び
佐伯市地域福祉活動計画策定委員会

次 第

日 時：令和 5 年 8 月 24 日（木）
13 時 30 分から
会 場：市役所 6 階 大会議室

- 1 開 会
- 2 あいさつ
- 3 委嘱状交付
- 4 委員紹介
- 5 委員長及び副委員長選出
- 6 委員長あいさつ
- 7 諮問書伝達
- 8 議 事
 - (1) 令和 4 年度実施報告について

令和 4 年度評価結果（概要）（福祉保健企画課・社会福祉協議会）
 - (2) 第 4 期地域福祉計画及び第 4 期地域福祉活動計画の策定について
- 9 閉 会（15：30 予定）

令和5年度 佐伯市地域福祉(活動)計画策定委員会委員名簿

委嘱日：令和5年8月1日

No.	分野	関係機関・団体名(任命要件)	令和5年度	令和4年度
			策定委員会委員(新設)	推進協議会委員(解除)
1	学識経験を有する者	大分県南部保健所長	林下 陽二	糸長 伸能
2	福祉・医療・保健関係者	佐伯市医師会会長	島村 康一郎	島村 康一郎
3		佐伯市歯科医師会会長	上田 等	上田 等
4		佐伯市社会福祉協議会 副会長	宮崎 正豊	宮崎 正豊
5		佐伯市民生委員児童委員協議会会長	西嶋 信子	仲矢 和雅
6		佐伯圏域障害者共同サポートセンター(人とき) 役員	石山 龍也	加藤 るり子
7		各種団体の代表者	佐伯市ボランティア連絡協議会代表	山本 裕子
8	佐伯市区長会連合会副会長		濱野 芳弘	濱野 芳弘
9	佐伯市老人クラブ連合会会長		柳 信夫	柳 信夫
10	佐伯市身体障害者福祉協議会会長		村上 素	村上 素
11	佐伯商工会議所		田原 利秋	田原 利秋
12	保育園代表(佐伯地区私立保育園連絡会)		佐藤 良祐	佐藤 良祐
13	児童クラブ代表 運営連絡協議会会長		柳井 二生	柳井 二生
14	佐伯市食生活改善推進協議会代表		清家 フミヨ	清家 フミヨ
15	元佐伯市健康運動普及推進協議会会長		宮原 チツ子	宮原 チツ子
16	佐伯市PTA連合会副会長		山本 智子	佐藤 純子
17	関係行政機関の職員	大分県南部保健所 地域保健課長	内田 弘子	秦 桂子
18		佐伯公共職業安定所所長	甲斐 昭臣	甲斐 昭臣
19	市の職員	佐伯市総合政策部長	植田 実	武田 晴美
20		佐伯市教育部長	久々宮 克也	宗岡 功
21	市民の代表者	振興局推薦	柴田 勝徳	柴田 勝徳
22		振興局推薦	渡邊 ミチ子	渡邊 ミチ子
23		元佐伯市総合計画審議会委員	神宮 恵子	神宮 恵子
24		元佐伯市総合計画市民会議委員	足利 悦子	足利 悦子
25		(一社)困り事サポート佐伯	片岡 孝雄	片岡 孝雄

任期：令和5年8月1日から 令和7年7月31日(2年間)

※ 任期途中の交代の場合は前任者の残任期間

○佐伯市地域福祉計画策定委員会条例

平成19年3月30日

条例第7号

改正 令和3年7月1日条例第30号

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条に規定する地域福祉計画（以下「地域福祉計画」という。）の策定等に関し、住民、社会福祉を目的とする事業を営業者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるため、佐伯市地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じて、地域福祉計画に関し必要な事項について審議し、その結果を市長に答申するものとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員25人以内をもって組織する。

2 委員会は、必要に応じて部会を設けることができる。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 福祉・医療・保健関係者
- (3) 各種団体の代表者（前号に掲げる者を除く。）
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) 市の職員
- (6) 市民の代表者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、前項各号に掲げる者のうち、その職により委嘱され、又は任命された委員がその職を離れたときは、委員の職を失うものとする。

3 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、それぞれ委員の中から互選する。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下この条において「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 会議は、委員の3分の2以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、福祉保健部福祉保健企画課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日以後最初に委嘱し、又は任命する委員の任期は、当該委嘱又は任命の日から平成21年3月31日までとする。

附 則（令和3年7月1日条例第30号）

この条例は、公布の日から施行する。

佐伯市社会福祉協議会地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

(目的)

- 第1条 この要綱は、佐伯市における地域福祉活動の充実・強化を計画的、効果的に推進するための地域福祉活動計画を策定することを目的として、佐伯市社会福祉協議会（以下「社協」という。）地域福祉活動策定委員会（以下「委員会」という。）の設置、運営に関し必要な事項を定めるものとする。
- 2 社協会長は、期間を同じくして佐伯市（以下「市」という。）が社会福祉法第107条に規定する「佐伯市地域福祉計画（以下「福祉計画」という。）を策定するときは、市の福祉計画と社協の地域福祉活動計画を共同して策定するよう努めるものとする。

(所掌事務)

- 第2条 委員会は、会長の諮問に応じて、地域福祉活動計画に関し必要な事項について審議し、その結果を会長に答申するものとする。

(委員の構成)

- 第3条 委員会は、委員25人以内で構成する。
- 2 委員会は、必要に応じて部会を設けることができる。
- 3 委員は、地域福祉関係者、行政関係者及び学識経験者の中から社協会長が委嘱する。ただし、第1条第2項に掲げる計画を共同で策定するため、市福祉計画策定委員会を設置した場合は、市福祉計画策定委員会委員に委嘱することができるものとする。

(委員長及び副委員長)

- 第4条 委員会に委員長1名及び副委員長1名を置き、委員の互選により選出する。ただし、第3条第3項の規定により委員を市の福祉計画策定委員をもって委員会委員としたときは、市福祉計画策定委員会の委員長及び副委員長をもって充てるものとする。
- 2 委員長は、会務を総括し、会議の議長となる。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(委員会)

- 第5条 委員会は、必要に応じて委員長が招集する。
- 2 委員の3分の2以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要に応じて委員会の議事に関係のある委員以外の出席を求め、又は資料の提出を求めることができる。

(委員の任期)

第6条 委員の任期は、2年とする。

2 委員に欠員が生じたときは、補充できる。なお、補充された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(報酬等)

第7条 委員会に出席した委員には、実費弁償費として1回につき3,000円を支払う。ただし、第3

条第3項の規定により委嘱した場合の報酬等については、市との協議により決定する。

(意見の聴取)

第8条 委員長は、必要に応じて広く市民から意見を聞くための会を開催することができる。

(守秘義務)

第9条 委員会に出席したものは、委員会で知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(事務局)

第10条 委員会の事務局は、社協内に置く。ただし、第3条第3項の規定により委嘱した場合は、市福祉保健企画課と連携して運営するものとする。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年1月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年7月11日から施行する。